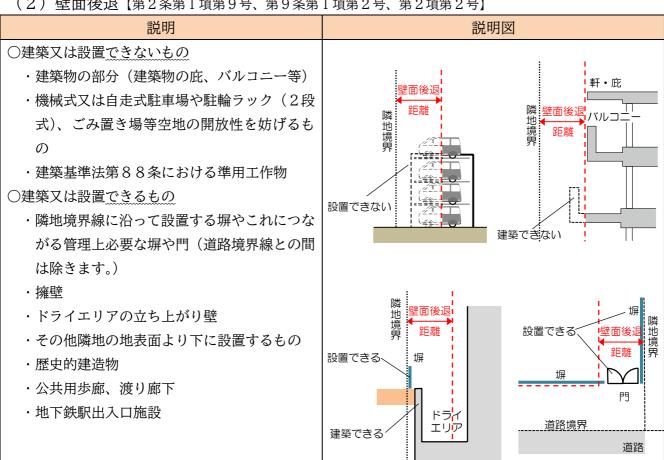
## 港区東京都市計画高度地区の絶対高さ制限の特例に係る 区長の認定及び許可に関する基準の解説

## 1 用語の定義

(1)空地面積及び空地率【第2条第1項第4号、第5号】

#### 説 明 説明図 ○空地面積とは、原則として敷地面積から建築基準法施 行令第2条第1項第2号に規定される建築面積を除い た面積をいいます。ただし、空地に含められないもの があります。 ○空地に含められないもの 外周縁部分 ・機械式駐車場の水平投影面積 外壁等中心線 (地盤面下に収納されるものを除く) ・自走式立体駐車場の水平投影面積 空地算入部分 敷地境界 ○空地に含められるもの ・屋根のない駐車場、駐輪場 ·車路、歩行者通路 ・ドライエリア $\times 100 (\%)$ ○空地率とは、敷地面積に対する空地面積の割合をパー センテージで表したものをいいます。

## (2)壁面後退【第2条第1項第9号、第9条第1項第2号、第2項第2号】

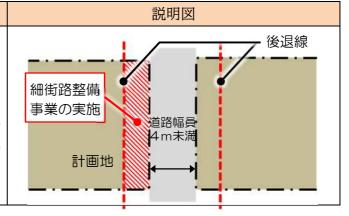


## 2 建築物等に関する整備基準

(1)接道条件(4m未満の道路に接する場合)【第9条第1項第1号】

## 説明

- ○指定容積率が300%以下の地域では、4m未満 の道路に接する場合でも第一段階の緩和を受け ることができます。この場合、細街路整備事業を 実施する必要があります。また、その道路が区道 の場合は、細街路整備事業実施後に公共道路に編 入する必要があります。
- ○敷地の対岸が後退している必要はありません。



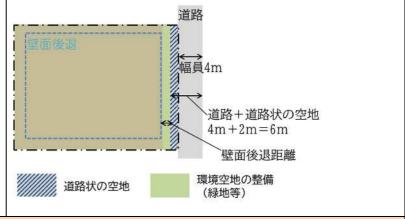
#### (2)接道条件のただし書き【第9条第1項第1号、第2項第1号】

#### 説明

- ○接道条件のただし書きについては、次のⅠ又はⅡのどちらかのみ適用することができます。
- ○ただし書きにより整備する広場や緑地又は道路状空地は、空地面積に含めることはできません。

#### I 幅員が不足する場合(幅員 6m 以上の道路に敷地外周の 1/8 以上)

- ○現況道路の幅員と合わせて6 mとなるように、道路状に空地を整備します。
- ○壁面後退の距離は、道路状に整備した 空地の端からの距離となります。
- ○環境空地の整備は、道路状に整備した 空地の端から行います。

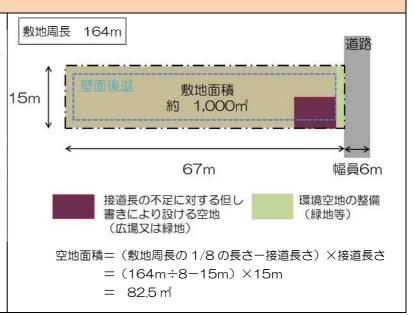


#### Ⅱ 接道長さが不足する場合

○接道する部分の長さに、接道条件に不 足する長さを乗じた面積の緑地又は 広場を道路に面して確保します。

(車路、エントランス通路等は含みま 15m せん。)

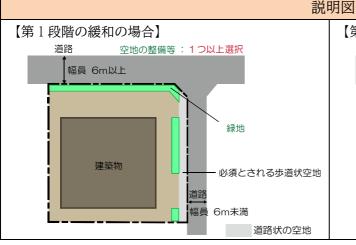
- ○環境空地の整備で、歩道状空地、接道 部の緑化を選択する場合は、環境空地 の端からただし書きによる広場又は 緑地を整備します。
- ○整備する緑地又は広場の最も狭い部分の幅は、4m以上とし、周長の 1/8以上を道路等に面するものとします。

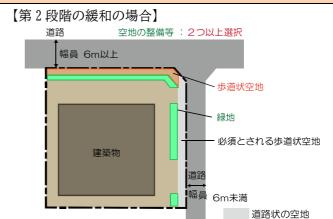


## (3)環境空地の整備について【第9条第1項第5号、第2項第5号】

#### 説明

- ○歩道状空地又は接道部の緑化を選択する場合には、道路に接する面すべてに対して行います。
- ○6 m未満の道路に接する面については、歩道状空地の整備が必要となります。そのうえで、環境空地 を選択(第1段階の緩和は1つ以上、第2段階の緩和は2つ以上)整備する必要があります。
- ○整備する環境空地は、他の制度(総合設計制度、港区みどりを守る条例等)で整備する空地や緑地と 兼ねることができます。





## (4)接道部緑化【第9条第1項第5号、第2項第5号】

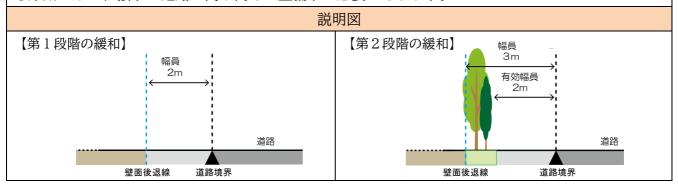
#### 説明

- ○道路境界線に沿って、第1段階の緩和では幅員2m、第2段階の緩和では幅員3m以上の緑地を設けます。
- ○緑地とは、樹木や地被植物などの枝葉で覆われている土地や樹木等と一体的に作られた池や花壇、草 花の植栽された土地をいいます。
- ○接道部緑化の延長の算定方法は「港区みどりを守る条例」「港区みどりを守る条例施行規則」に定められているとおりとなります。ただし、第1段階の緩和では4割以上、第2段階の緩和では5割以上を高木又は中木で緑化する必要があります。

#### (5) 歩道状空地【第9条第1項第5号、第2項第5号】

#### 説明

- ○道路境界線に沿って、第1段階の緩和では幅員2m、第2段階の緩和では3m以上の歩道状空地を設けます。
- ○歩道状空地に植栽をすることはできますが、<u>有効幅員を2m以上確保</u>する必要があります。
- ○原則として、接する道路と同じ高さで整備する必要があります。



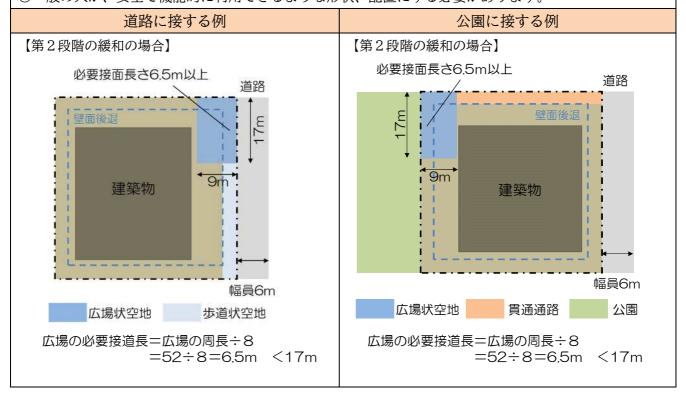
## (6)屋外貫通通路【第9条第1項第5号、第2項第5号】

# 

## (7) 広場状空地【第9条第1項第5号、第2項第5号】

## 説明

- ○広場の面積には車路、エントランス通路等は含みません。
- ○最も狭い部分の幅は、4 m以上とします。
- ○周長の1/8以上を道路、都市計画公園(一体的に利用されるものに限る)に接する必要があります。
- ○一般の人が、安全で機能的に利用できるような形状、配置にする必要があります。

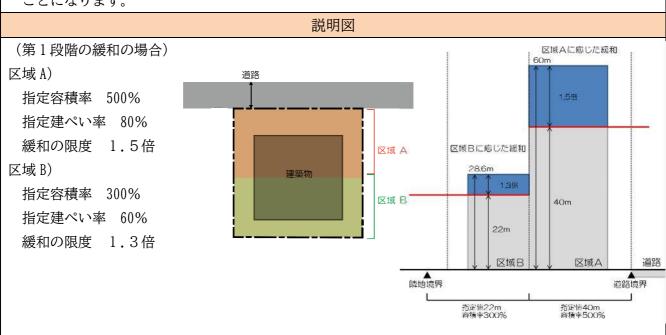


## 3 敷地が絶対高さ制限の異なる地区にまたがる場合

(1)絶対高さ制限の範囲(緩和の限度)【第10条第1項】

#### 説明

○絶対高さ制限は、<u>地区ごと</u>にかかる制限となります。したがって、緩和についても<u>地区ごと</u>に考えることになります。



#### (2)敷地面積【第10条第2項】

#### 説明

○第2段階の緩和を受けるための敷地面積条件や絶対高さ制限の範囲を算定する際の<u>敷地面積は、高さ</u>制限の異なる地区にまたがる場合でも計画敷地全体の面積で考えることができます。

#### 説明図

区域の面積 400㎡

(市街地環境の向上に資する建築物の特例の場合)

区域 A) 区域 B)

指定容積率500%指定容積率300%指定値40m指定値22m

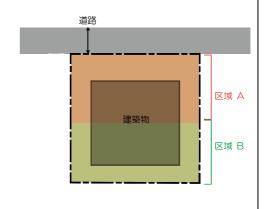
敷地全体の面積 1,000㎡

絶対高さ制限の範囲

区域の面積 600㎡

区域A)  $40 \times \{1/4,000 \times (1,000-1,000) +2.0\} = 80$ m

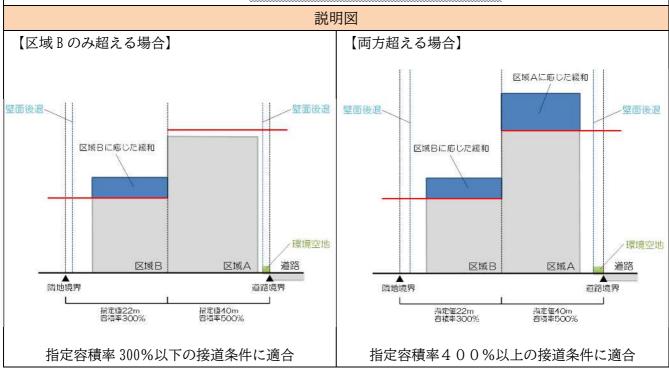
区域B) 22×{1/4,000×(1,000—1,000) +1.5}=33m



#### (3)接道条件・壁面後退・緑化面積・空地の整備【第10条第3項】

#### 説明

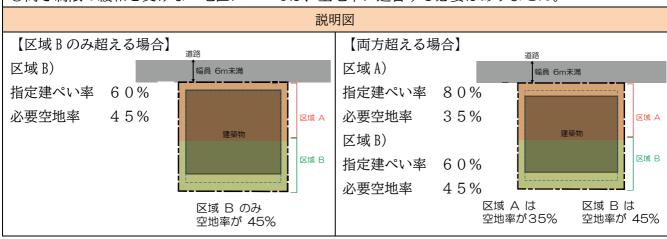
- ○複数の地区にまたがる敷地で、いくつかの地区について高さ制限の緩和を受ける場合、もっとも厳し い接道条件に適合する必要があります。この場合の敷地周長、接道長さは計画敷地全体で考えます。
- ○複数の地区にまたがる敷地でも、一つの地区のみ高さ制限の緩和を受ける場合は、その地区に適用される接道条件に適合すれば構いません。その場合も敷地周長、接道長さは計画敷地全体で考えます。
- ○壁面後退・緑化面積・空地の整備については、一つの地区のみ絶対高さ制限の緩和を受ける場合も、 計画敷地全体で適合する必要があります。
- ○第1段階の緩和と第2段階の緩和を併用する場合は、第2段階の基準に適合する必要があります。



#### (4)空地率【第10条第3項】

#### 説明

- ○高さ制限の緩和を受ける<u>地区ごとに満足する</u>必要があります。複数の地区にまたがる場合でも、 どちらかの地区にまとめて空地を確保することはできません。
- ○高さ制限の緩和を受けない地区については、空地率に適合する必要はありません。



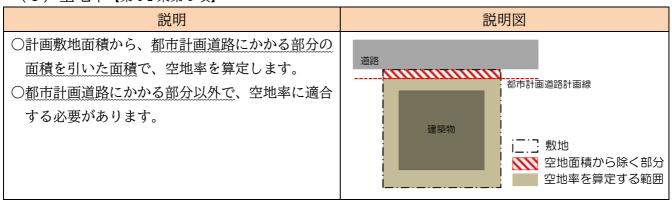
## 4 建築基準法第86条第1項又は第2項の認定を受ける場合【第11条】

### 説明 説明図 ○第 2 段階の緩和を受けるための敷地 仮想敷地の境界線 面積条件や絶対高さ制限の範囲を算 定する際の敷地面積は、一団の敷地 全体の面積となります。 広場状空地 (選択) ○接道条件、壁面後退、緑化面積、空 地の整備について、一団の敷地全体 <sup>1</sup> 歩道状空地(選択) で適合する必要があります。 ○空地率については、絶対高さ制限の 緩和を受ける建築物の仮想敷地で適 合する必要があります。一団の敷地 緩和を活用する建築物 内の他の仮想敷地内で、空地を確保 緩和を活用しない建築物 することはできません。

空地率を算定する範囲

## 5 敷地内に都市計画道路がある場合の取扱い

## (1)空地率【第12条第1項】



#### (2)壁面後退・空地整備【第12条第2項】

説明	説明図
<ul><li>○壁面後退の距離は、都市計画道路計画線の端からの距離となります。</li><li>○環境空地の整備は、都市計画道路計画線の端から行います。</li></ul>	建築物